



建設機械と荷役運搬機械は、  
労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が  
義務づけられています。



### 特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、**事業者**は**1年を越えない期間ごとに1回**(ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回)、定期に、**有資格者**による**自主検査**を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



#### ■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、**結果を記録すること**になっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



#### ■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、**3年間保存しなければなりません。**

**検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容**

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



#### ■ 検査する人は

法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

### 法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

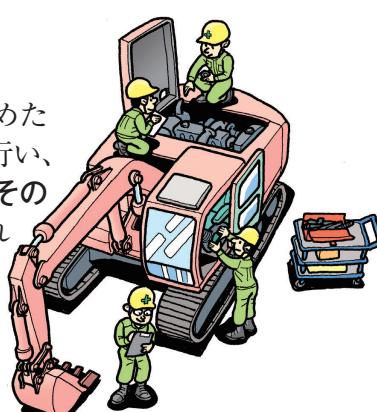
- |   |          |
|---|----------|
| 1 | 圧縮圧力計    |
| 2 | 回転計      |
| 3 | シックネスゲージ |
| 4 | ノズルテスター  |
| 5 | 油圧計      |
| 6 | 電圧計      |
| 7 | 電流計      |
| 8 | 探傷器      |
| 9 | 摩耗ゲージ    |



#### ■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに**補修**などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



#### ■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標章(ステッカー)**を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



#### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

# 安全の心を託す 特自検